

## 生坂村技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 取組方針策定の目的

地方公共団体の技能労務職員は、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と同一または類似しているにもかかわらず、給与が高額ではないかという指摘や批判が多くなされているところです。これらの指摘を真摯に受け止め、技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図るため、取組方針を策定することとしました。

### 2 生坂村では、技能労務職員は給食労務員2名、その他職員1名の3名であり、平均年齢が高くなっているため、総務省が平成19年7月に公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」に比べると平均給与月額が高いものとなっています。

#### (1) 職種による人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ

生 坂 村				民間企業（長野県平均）		
職種	人数	平均年齢	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
給食調理員	2人	54.05歳	330.0千円	調理師	41.4歳	251.8千円
その他	1人	36.00歳	XXX	—	—	—

注：生坂村の数値は平成19年度4月1日現在の数値で、民間企業データの平均給与は厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」の平成16年、17年18年の3ヵ年平均です。

#### (2) 経験年数別人数・平均給料

職種	15年以上 ～ 20年未満	20年以上 ～ 25年未満	25年以上 ～ 30年未満	30年以上 ～ 25年未満	35年以上
学校給食調理員	人 円	人 円	人 円	人 円	1人 円 XXX
保育園調理員	人 円	1人 円 XXX	人 円	人 円	人 円
その他 (農業技師)	1人 円 XXX	人 円	人 円	人 円	人 円

注：平成19年4月現在の数値です。

なお、個人情報保護の観点から1名の平均給与額については（XXX）で表示しました。

(3) 給与に関する事項

ア 給与表について

生坂村の技能労務職員は、給与表は行政職給料表（二）の3級制を適用していません。

イ 手当について

- ・ 特殊勤務手当 技能労務職員独特の手当はありません。
  
- ・ 寒冷地手当 国の基準と同じです。
  
- ・ 通勤手当 国の基準と同じです。
  
- ・ 住居手当 国の基準と同じです。

(4) 昇格昇給について

昇格はありません。昇給については、毎年1月1日を基準日とし、前年の勤務成績に現在3号を標準に昇給させています。(55歳以上の職員については1号)

3 今後の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

勤務成績を反映した新たな人事評価制度を導入し、昇給等の運用を行います。また、職員の退職にあたっては、原則退職者不補充とし、当面臨時職員対応とします。